

各位

会計事務所のリスクマネジメントをバックアップ!

ファルクラム 第7回 租税法研究会

～国際課税と実質課税原則・過誤納還付請求権は相続財産か～

会計事務所のリスクをいかに軽減させるかという視点で、租税法の解釈論の重要性を再認識する必要があります。ファルクラムでは判例検討や事例検討などを通じて、実務に役立つリーガルマインドを養成します。

ファルクラム租税法研究会第7回のテーマは、タックス・ヘイブン対策税制の適用が争点となった裁判例を取り上げ、実質所得者課税の原則について検討します。また、所得税に係る過誤納還付請求権は相続財産となるかどうか争われた最高裁判決を通じて、相続税の課税対象について考えます。

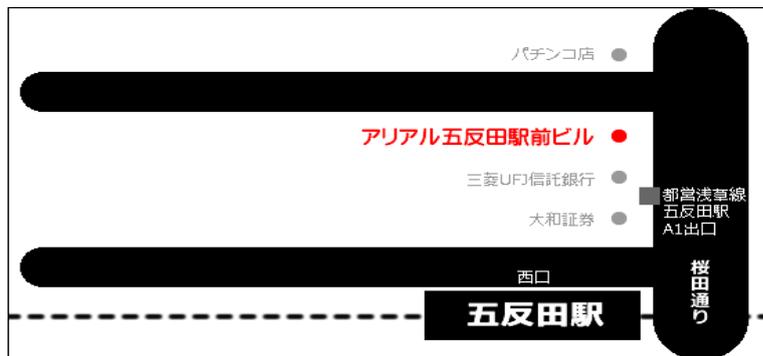
◆日程・会場等 2011年1月22日(土) 14:00～16:30

参加費:10,000円(ファルクラム研究員(会員事務所2名まで)無料)

<会場>アリアル五反田駅前ビル(下記地図参照) <住所>東京都品川区西五反田1-2-9

講師:ファルクラム代表理事 国士舘大学法学部教授 酒井 克彦

- 実質所得者課税の原則とタックス・ヘイブン対策税制との適用関係—高松高裁平成16年12月7日判決—
 - 相続人が課税処分の取消訴訟を承継し、処分の取消判決が確定するに至ったときは、その所得税に係る過納金の還付請求権が相続税の課税財産となつた事例—最高裁平成22年10月15日第二小法廷判決—
- その他、グループ討議によるディスカッションを実施します。



JR線・東急池上線五反田駅から徒歩1分 浅草線五反田駅A1出口から徒歩30秒

◆主催:一般社団法人ファルクラム

(HPをご覧ください <http://www.ful-crum.info/>)

所在地:〒154-0017 世田谷区世田谷 4-14-24-504

◆お申込方法 以下の必要事項をご記入の上、FAXにてご返信ください。

ご芳名		事務所名	
ご住所			
TEL		FAX	
参加者			

お問い合わせ:一般社団法人ファルクラム(jimu@ful-crum.info) TEL03-5799-4588(10～16時)土日祝除く。



お申込みFAX番号:03-5799-4588(随時受付)

<送信前にFAX番号を再度、ご確認ください。>

研究員(会員事務所)募集

(研究報告者・聴講者)

国税通則法、法人税法、所得税法、相続税法、消費税法等の判例の研究を通じて、事務所リスク回避を考えましょう。

研究内容:

租税法に関する様々な裁判例の研究を通して、租税法の考え方を習得することを目的とします。研究員の中から希望者を募ってゼミを開催し、そこで、研究報告者による判例研究を行い、毎回2本又は3本ずつ判例評釈の報告を基に、講師を交えて討論します。また、毎回、提示された設問に応じてグループディスカッションを行い、条文の読み方、判例の読み方(訴訟物、レイシオデシデンダイと傍論部分の判別、判例の射程範囲)、事実問題と法律問題との峻別、法律的主張の構成などを通じてリーガルマインドの養成を図ります。

募集内容:

- ★ 研究員は毎月募集します。
- ★ 研究報告者は研究員の中から毎年5月に決定し、20名程度を限度とします。
- ★ 研究員(会員事務所)にはセミナーDVDが送られます。